

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年8月28日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成20年度及び平成21年度の7月まで
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松養護学校	平成21年7月10日～8月19日

- 4 監査の結果
指導注意事項

通勤手当について、通勤方法の変更手続きが行われておらず、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を返納させる必要がある。

また、通勤手当の支給に係る校長による随時確認が不十分であった。